

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果

平成21年7月

これは、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）第五条の規定に基づき、第四条第一項に規定する基本計画に定める対応措置の結果について国会に報告するものである。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果

1 経緯

(1) イラクを取り巻く情勢及び国際社会の動向

イラクは、湾岸戦争（平成3年）以降、大量破壊兵器の査察に対する協力を含む累次の国際連合（以下「国連」という。）安全保障理事会（以下「安保理」という。）決議に基づく義務に継続的に違反した。また、イラクによる関連諸決議の義務の重大な違反を決定し、イラクに対して武装解除の義務を履行する最後の機会を与えた平成14年11月8日の国連安保理決議第1441号にも、イラクは応じなかった。

この結果、平成15年3月20日、米国を始めとする国々は、イラクに対する武力行使を開始した。その後、同年5月1日、ブッシュ米大統領（当時）は、主要な戦闘の終結を宣言した。これを受けて、イラクの安定及び安全に貢献するとの国連加盟国の意思を歓迎し、イラクにおける人道、復旧・復興支援を国連加盟国に要請する国連安保理決議第1483号が同月22日に採択され、米国、英国等がイラクに設置した連合暫定施政当局（Coalition Provisional Authority。以下「CPA」という。）が一時的に統治権限を有することとなった。

同年7月13日、イラク国民が統治に参加できるようにするため、統治評議会が発足した。また、同年10月16日には、イラクへの統治権限移譲等の政治プロセスを明確化するとともに、国連の役割を明確化し、多国籍軍に対し、イラクにおける安全及び安定の維持に貢献する等のため、あらゆる必要な措置を執る権限を与える国連安保理決議第1511号が全会一致で採択された。これを受け、同年11月15日、統治評議会とCPAは、イラク人への統治権限の移譲を早期に行うことを目的とした政治プロセスに合意した。

多国籍軍は、政治・復興プロセスを支援していくため、現地の治安維持と人道・復興支援に携わった。北・中部は米国、南部は英国、その間に挟まれた中南部地域はポーランドが管理責任を負う中で、イタリア、スペイン、オランダ、韓国、タイ、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド等40か国近い各国が上記の活動に参画した。

また、政治プロセスと共に復興プロセスも進展し、平成15年10月23～24日にはマドリードにおいてイラク復興国際会議が開催され、イラクを破綻国家にしてはならないとの共通認識の下、平成19年末までの期間で総額330億ドル以上の表明がなされた。我が国も最大50億ドルの支援の表明を行った。

(2) イラク人道復興支援特措法の成立及び対応措置の実施に至るまでの経緯

平成15年5月にブッシュ米大統領（当時）による主要な戦闘の終結宣言が行われたが、イラク国内は、治安、生活インフラといった面で厳しい環境にあり、イラク国民による国家再建への努力に対し国際社会の支援が必要とされていた。

政府は、このような状況や国連安保理決議第1483号を踏まえ、イラクを含む中東地域の安定を確保することは、我が国の国益にかなうことから、我が国がイラク復興のため、国際協調の下で、その国力にふさわしい貢献を行うことは、我が国が国際社会の中で果たすべき責任であると考えた。よって政府は、イラクの人々による速やかな国家再建を支援し、我が国にふさわしい貢献を行う体制を整えるため、平成15年6月13日、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成15年法律第137号。本報告中「イラク人道復興支援特措法」という。）案を閣議決定の上、同日、国会に提出した。同法案は、同年7月4日、衆議院を通過、同年7月26日に参議院で可決、成立した。これを受け、我が国は、派遣される自衛隊員などの安全に十分配慮しながら、我が国の主体的な判断の下、イラク復興支援に貢献すべく、イラク人道復興支援特措法に基づく、人道復興支援活動及び安全確保支援活動（以下「対応措置」という。）を的確に実施していくこととした。

平成15年8月1日、イラク人道復興支援特措法の公布、施行後、同年12月9日に同法第4条の規定に基づき、対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定し、人道復興支援活動を中心とした対応措置を実施することとした。その後、平成16年2月9日、同法第6条に基づき、基本計画に定められた自衛隊の部隊等による対応措置の実施について国会の承認が得られた。

イラク人道復興支援特措法は、施行の日から4年で効力を失う限時法であったが、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、4年以内の期間を定めて効力を延長することができる旨を規定しており、平成19年6月27日、法律の効力が2年間延長された。なお、派遣期間の延長等に係る変更を、基本計画で10回、同法第8条第2項の規定に基づく実施要項で13回行った。

2 対応措置の実施の結果に関する事項

(1) 自衛隊による活動

イラク人道復興支援特措法に基づく基本計画の決定を受けて、同法第8条第2項の規定に基づき、防衛庁長官（当時）は、基本計画に従い実施要項を定め、平成15年12月18日、内閣総理大臣の承認を得て、同月19日、自衛隊に対応措置の実施に関する命令を発し、陸上・海上・航空自衛隊は派遣に向けた取組を開始した（参考1：自衛隊の部隊派遣実績）。

ア 陸上自衛隊による活動

(ア) 全般

平成16年1月9日、陸上自衛隊の先遣隊に派遣命令が発出され、同月16日に出国した先遣隊（約30名）が、同月19日にイラク南部ムサンナー県のサマーワに到着し、現地の治安状況の確認、宿営予定地の使用についての調整や建設の準備、現地で必要とされている支援内容の確認等を行い、本隊の受け入れ準備を実施した。

その後、同年1月26日、陸上自衛隊の本隊に派遣命令が発出され、同年2月3日以降、順次出国し、同年3月27日にサマーワ宿营地への移動を完了した。以後、イラク復興支援群は約3か月で部隊交代を、イラク復興業務支援隊は約6か月で要員交代を行いながら、600名弱（延べ約5,600名）の隊員が、現地に開設された外務省サマーワ連絡事務所の職員とも緊密に連携しつつ、約2年半にわたりサマーワを中心とするムサンナー県において医療、給水、学校などの公共施設の復旧整備などの人道復興支援活動等に取り組んだ（参考2：陸上自衛隊部隊の活動及び成果）。

なお、陸上自衛隊部隊の派遣先をサマーワを中心とするムサンナー県としたのは、累次の調査の結果、同県では、旧フセイン政権下で差別を受けていたた

めインフラが疲弊し、人道復興支援に対するニーズが高かったことや、治安情勢がイラクの他の地域より安定していたことなどを踏まえ、同地域が陸上自衛隊部隊の活動地域として適当と判断したためである。

自衛隊の活動のニーズについては、①医療関連については、県保健局やサマーワ総合病院等との調整により、②給水関連については、県水道局等との調整により、③施設改修関連では、県教育局や道路橋梁局等との調整により、それぞれ確認するとともに、CPA等との間でも各種調整を実施した。

また、陸上自衛隊部隊が活動を行うに当たり、オランダ軍からは、派遣前に行われた調査チームに対する支援、部隊の展開に対する支援、活動開始後の各種支援など様々な支援を受けてきた。平成17年3月7日に、オランダ軍に代わり英国軍がムサンナー県の治安維持任務を引き継いだ。同年5月より、オーストラリア軍がサマーワに派遣され、英国軍と共に活動してきた。陸上自衛隊部隊が活動を行う際には、各国と連携することが重要であったため、現地部隊においては、相互に連絡員を派遣したほか、定期的な意見交換・文化交流を図るなど、密接に協力しつつ活動を行った。

平成18年6月20日、政府は、ムサンナー県においては、応急復旧的な支援措置が必要とされる段階は基本的に終了し、イラク人自身による自立的な復興の段階に移行したものと考えられたため、陸上自衛隊の活動はその目的を達成したと判断し、陸上自衛隊部隊によるイラク国内における対応措置の終結を決定した。同年6月26日、陸上自衛隊部隊の撤収に必要な輸送調整などの業務を行うため、イラク後送業務隊（約100名）をサマーワ及びクウェートに派遣し、後送業務を開始した。第10次イラク復興支援群については、同年7月17日、ムサンナー県からの撤収を完了してクウェートに到着し、同年7月25日に帰国を完了した。また、イラク後送業務隊については、引き続き、物品の後送等の現地における撤収業務に従事した後、同年9月9日に帰国を完了し、約2年半に及ぶ陸上自衛隊の活動は終了した。

なお、陸上自衛隊の活動期間中、サマーワ宿営地及びその周辺において、迫撃砲弾やロケット弾によるものと思われる弾着痕等が十数回発見されたが、隊員に人的被害は発生せず、無事に任務を終了した（参考3：陸上自衛隊サマーワ宿営地及びその周辺における事案）。

(イ) 活動内容

陸上自衛隊による活動の具体的な内容は以下のとおりである。

(a) 医療

平成16年2月19日以降、陸上自衛隊の医官がサマーワ総合病院など4つの病院などにおいて、イラク人医師などに対し、診断方法、治療方針についての指導・助言や政府開発援助（ODA）（以下「ODA」という。）の枠組みにより我が国から供与された医療器材の使用法の指導・助言を実施、また、ムサンナー県の救急車搭乗員に対する技術指導、医療品倉庫における医薬品の管理に関する技術指導などの医療支援を計277回実施した。以上のような基礎医療基盤の整備により、サマーワ母子病院における分娩直後の新生児の死亡率が、我が国の支援前に比べ約3分の1に改善したほか、住民全体の基本的な医療サービスへのアクセスが容易となるなどの成果をあげた。

なお、陸上自衛隊部隊撤収時の措置として、医療技術指導に使用していた医療器材については、ムサンナー県保健局からの要請を受け、超音波診断装置、患者監視装置、心電解析装置、X線撮影装置、尿自動分析装置など94品目をイラク人道復興支援特措法第18条の規定に基づき無償譲渡した。

(b) 給水

平成16年3月26日以降、サマーワ宿営地において運河の水を浄水し、ODAにより我が国がムサンナー県水道局に供与した給水車への配水作業を実施した。同活動については、ODAにより宿営地近傍に設置された浄水設備が稼働を開始する平成17年2月まで実施され、合計約53,500トン、延べ約1,189万人分の給水が行われた。その後、ODAによる浄水場の整備が着々となされたが、それまでの橋渡しとなる、住民の清潔な水へのアクセスを拡充させた重要な支援であった。

(c) 公共施設の復旧整備

平成16年3月25日以降、学校、道路等の公共施設の改修等を実施した。ムサンナー県内の36校の学校の壁、床、電気配線などの補修や、31か所、約80kmに及ぶ住民が使用する生活道路の整地・舗装、そのほか66か所の

各地の診療所施設、低所得者用住宅、ワルカなどの浄水場、ウルク遺跡やオリンピックスタジアムなどの文化施設の整備などを実施した。生活道路の整備に関しては、陸上自衛隊が補修した道路にODAによりアスファルト舗装を行うなど、外務省と連携した活動を行った。これらにより、生活に密着した主要な道路の整備により、生活道路の遮断や渋滞の解消などの利便性の向上や、ムサンナー県民の生活環境、文化の向上に寄与することができた。

(d) その他

公共施設の復旧整備を現地業者により実施することや、サマーワ宿営地の維持のために現地住民を雇用することは、現地における雇用創出の一助となった。こうした陸上自衛隊の活動に伴い延べ約49万人、一日最大約1,100人の現地雇用を創出した。

イ 海上自衛隊による活動

海上自衛隊の部隊は、平成16年1月26日、派遣命令が発出され、輸送艦「おおすみ」、護衛艦「むらさめ」の2隻の艦艇、人員約330名から成る派遣海上輸送部隊は、第1次イラク復興支援群が使用する車両約70両などを北海道室蘭にて搭載し、同年2月20日、クウェートに向け出港した。同年3月15日、クウェートにおいて陸上自衛隊派遣部隊に車両などを引き渡し、同年4月8日、日本へ帰国した。なお、陸揚げした車両などについては、整備を行った後、サマーワの宿営地へ搬送された。

ウ 航空自衛隊による活動

航空自衛隊の部隊については、平成15年12月以降、C-130H輸送機3機、人員約200名（平成18年7月以降は約210名）から成るイラク復興支援派遣輸送航空隊を順次派遣し、派遣開始から撤収までの間、延べ約3,500名の隊員が人道復興支援活動等に取り組んだ。

(ア) 全般

(a) 任務運航開始まで

平成15年12月19日、航空自衛隊に対してイラク復興支援派遣輸送航空隊等編成命令が発出され、同月26日以降、先遣要員(約50名)がクウェートに順次派遣された。また、平成16年1月9日には、本隊に対して派遣命令が発出され、本隊要員(約150名)は同月22日に派遣されるとともに、同月26日、C-130H輸送機3機が派遣された。

同年3月3日、クウェートのアリ・アルサレム飛行場からイラクのアリ飛行場まで運航を行い、輸送支援を開始した。以後、同派遣部隊は、陸上自衛隊部隊への補給物資、我が国からの人道復興関連物資や、関係国・関係機関が行っている人道復興関連の物資・人員などの輸送を行った。

(b) 任務運航の拡大

航空自衛隊部隊は、陸上自衛隊部隊撤収後も、国連及び多国籍軍等のニーズに応えるべく活動を継続し、国連が活動するバグダッドやエルビルへの輸送も含め、C-130H輸送機による国連及び多国籍軍への支援を実施し、イラクの復興及び安定に貢献してきた。

平成18年7月31日、クウェートのアリ・アルサレム飛行場とイラク国内のバグダッド飛行場との間の運航を開始し、また国連事務総長の要請を受けて、同年9月6日には、国連関係の第1回目の輸送として、アリ・アルサレム飛行場―バグダッド飛行場―エルビル飛行場間の運航を開始した。

なお、バグダッドの多国籍軍司令部に派遣されていた陸上自衛隊の連絡調整要員は、陸上自衛隊部隊と共に撤収したため、空輸活動の安全かつ円滑な実施に資することを目的として、航空自衛隊部隊の連絡調整要員を派遣した。

(c) 任務運航の終結

平成20年11月28日、政府は、イラク国内の状況の改善、国連及び多国籍軍の活動や構成の変化、復興の進展状況等を勘案し、また、平成21年以降の多国籍軍の活動について調整したいとのイラク政府自身の意向を踏まえ、イラクでの航空自衛隊による輸送支援の活動はその目的を達成したと判断し、平成20年内に任務を終了させることを決定した。これを受け、航空自衛隊はイ

ラクにおける対応措置としての輸送の終結に向けた措置をとることとし、また、航空自衛隊イラク復興支援派遣撤収業務隊により、クウェートにおいて撤収に係る業務を実施することとした。イラク復興支援派遣輸送航空隊等は平成20年12月23日までに帰国を完了し、航空自衛隊イラク復興支援派遣撤収業務隊は、引き続き、物品の後送等の現地における撤収業務に従事した後、平成21年2月14日までに帰国を完了し、約5年に及ぶ航空自衛隊の活動は終了した。

(イ) 輸送実績

平成16年3月3日の任務運航開始から平成20年12月12日の任務運航終了までの間で、延べ821回の任務運航を実施した。このうち、平成18年9月6日から開始した国連支援については運航回数112回であった。

輸送実績としては、人員延べ46,479名、貨物延べ672.5トンであり、細部は以下のとおりである(参考4:航空自衛隊部隊の任務運航実績(年度別)、参考5:航空自衛隊部隊の任務運航実績(月別)、参考6:航空自衛隊部隊の任務運航経路・状況等)。なお、貨物の輸送に関しては、イラク人道復興支援特措法に基づく実施要項に定められたところに従い、武器(弾薬を含む。)の輸送は実施していない。

(a) 人員内訳

多国籍軍関係者30,235名、国連関係者2,799名、外務省等関連1,143名、陸上自衛隊関連10,895名、その他(航空自衛隊等関連)1,407名。

(b) 貨物内訳

多国籍軍貨物200.7トン、国連貨物112.2トン、外務省等関連貨物93.6トン、陸上自衛隊関連貨物251.9トン、その他(航空自衛隊等関連貨物)14.1トン。

(2) イラク復興支援職員の派遣

平成16年5月9日から同月12日にかけて、イラク復興支援職員(民間技

師1名及び連絡調整業務に携わる政府職員2名（内閣官房・外務省）が、ヨルダンにおいて、イラク側技術者8名に対し、イラク国内の公共施設（下水処理場及び病院）への発電機の据付・維持管理方法を指導し、指導終了後、発電機5台をイラク側に供与した。

3 対応措置の実施の評価

（1）自衛隊等による活動の意義

イラクの復興と民生の安定を図り、イラクが平和で民主的な国家として再建されることは、中東地域のみならず我が国を含む国際社会の平和と安定にとって極めて重要であり、我が国の国益にかなうものである。こうした考え方の下、我が国は、イラクの国家再建を支援する国際社会の責任ある一員として、平成15年12月以来、イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊による活動とODAによる支援を「車の両輪」として支援を実施してきた。

陸上自衛隊の活動においては、イラク南部のサマーワを中心とするムサンナー県において、困難な状況におかれた住民のため、医療、給水、学校・道路等の公共施設の復旧整備や人道復興物資等の輸送などの支援を実施し、イラクの自主的な国家再建に向けた取組に貢献した。

また、航空自衛隊の輸送支援については、クウェートを拠点に、イラク各地で復興などに携わる国連及び多国籍軍の活動に対する支援として、重要な役割を果たし、イラクの再建に寄与してきた（参考7：クウェート国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とクウェート国政府との間の交換公文）。

（2）各国等の評価

イラク人道復興支援特措法に基づく我が国の対応措置は、イラクを始めとする各国や国連から高く評価されている。例えば、陸上自衛隊部隊の撤収が決定された後の平成18年6月、イラクのマーリキー首相が小泉総理（当時）と電話で会談し、「イラク政府を代表して自衛隊の活動、日本のイラク全体に対する支援に深甚なる謝意を表明する。自衛隊の活動は、イラク国民に日本について良いイメージを与えるものであった。」と述べた。また、同首相が安倍総理

(当時)に宛てた平成19年3月12日付けの書簡においては、イラクが復興と再建の道を進めていく努力において、航空自衛隊が国連と多国籍軍のために空輸を行うことが主要かつ死活的役割を果たしている旨述べるとともに、同年4月の訪日時には、航空自衛隊の活動は、我々に勇気を与えるものであり、日本のイラクへの貢献に感謝する旨述べた。航空自衛隊部隊による任務の終了が決定された後の平成20年12月には、イラクを訪問した橋本外務副大臣との会談において、同首相は「日本が自衛隊を派遣しイラクにおいて果たした役割と貢献、円借款を通じた経済支援に対して感謝する」旨述べた。

また、潘基文国連事務総長は、航空自衛隊の任務運航の終了に際し、麻生総理に対する書簡の中で、国連イラク支援ミッション（UNAMI）に対する自衛隊による輸送支援（参考8：日本国の自衛隊による国際連合イラク支援ミッションを支援するための空輸に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文）という日本政府の重要な貢献に対し感謝する、イラクでの困難な運用状況の中、日本による空輸支援は、クウェート、バグダッド及びエルビルの国連事務所との重要なかつ信頼できる人員及び貨物の輸送手段であった旨述べるなど、国連もイラクにおける自衛隊の活動を評価している。

(3) 活動から得られた成果

陸上自衛隊部隊がサマーワでの人道復興支援活動を実施するに当たっては、イラク復興の主人公はイラク国民自身であるとの認識の下、常にイラク国民に敬意を表し、誠実に、現地の人々の目線に立った活動に努めたことが、各種の安全確保対策はもとより、無事に任務を終えることができた要因の一つであった。

航空自衛隊部隊においても、安全確保に係る装備品等の整備、運用要領の確立、関係国・機関との連携等により安全確保に努め、821回に及ぶ任務運航を無事に完遂することができた。

今回の派遣は、日本から遥か遠く離れた気候も文化も異なる中東の地に活動基盤を置き、長期にわたる部隊派遣を実施したものであった。その中で、国外における活動基盤の構築・維持・撤収、継続的な要員派遣や砂嵐などの砂漠特有の気候への対応等、自衛隊にとって貴重な経験を得ることができた。

また、必要な情報の収集、分析、状況判断、適時適切な意思決定と的確な部隊指揮、関係部隊等との連絡調整など、自衛隊の行動に必要な様々な機能を、実任務において検証することができた。

イラク復興支援職員による活動については、具体的な支援ニーズや現地状況などに応じて各種の枠組みを適切に使い分け、効果的な支援を行う上で、比較的柔軟に文民派遣を行い得る体制を整えた点で価値あるものであった。

(4) 今後の活動への留意事項

約5年間にわたるイラク人道復興支援特措法に基づく活動の貴重な経験は、今後の自衛隊等による国際平和協力活動に活かしていくことが肝要であると考えている。その際、例えば次のような点に留意すべきと考えている。

ア 自衛隊等を派遣するためには、現地情勢等を踏まえ、早急に現地のニーズを把握するとともに、我が国の能力に合致した活動内容を決定する必要がある。

イ イラクでは、自衛隊による人的貢献とODAによる支援を「車の両輪」として着実に連携させることでより大きな効果を挙げたことを踏まえ、我が国の持てる資源を有効に活用し、関係省庁が密接に連携して支援を実施する必要がある。

ウ 実りのある国際平和協力活動を安全確実にを行うためには、現地情勢等に関する情報収集能力の強化や、基礎となる教育訓練や装備品をより充実させる必要がある。

エ 派遣される要員が安心して国際平和協力活動に係る任務を遂行できるように、要員や留守家族の福利厚生やメンタルヘルスのための施策に配慮する必要がある。

参考（目次）

- 参考 1 : 自衛隊の部隊派遣実績
- 参考 2 : 陸上自衛隊部隊の活動及び成果
- 参考 3 : 陸上自衛隊サマーワ宿営地及びその周辺における事案
- 参考 4 : 航空自衛隊部隊の任務運航実績（年度別）
- 参考 5 : 航空自衛隊部隊の任務運航実績（月別）
- 参考 6 : 航空自衛隊部隊の任務運航経路・状況等
- 参考 7 : クウェート国における日本国の自衛隊等の地位に関する
日本国政府とクウェート国政府との間の交換公文
- 参考 8 : 日本国の自衛隊による国際連合イラク支援ミッションを
支援するための空輸に関する日本国政府と国際連合との間
の交換公文

自衛隊の部隊派遣実績

派遣部隊		人員	派遣期間	
陸上自衛隊	業務支援隊	第1次派遣要員	約100名	16年 1月16日 ~16年 8月 7日
		第2次派遣要員	約100名	16年 6月26日 ~17年 1月29日
		第3次派遣要員	約100名	17年 1月 8日 ~17年 7月26日
		第4次派遣要員	約100名	17年 6月25日 ~18年 1月29日
		第5次派遣要員	約100名	18年 1月 7日 ~18年 7月25日
	イラク後送業務隊		約100名	18年 6月26日 ~18年 9月 9日
	第 1次イラク復興支援群(第 2師団・北海道旭川市)		約500名	16年 2月21日 ~16年 5月31日
	第 2次イラク復興支援群(第11師団・北海道札幌市)		約500名	16年 5月 8日 ~16年 9月 5日
	第 3次イラク復興支援群(第 9師団・青森県青森市)		約500名	16年 8月 8日 ~16年12月12日
	第 4次イラク復興支援群(第 6師団・山形県東根市)		約500名	16年11月13日 ~17年 3月 5日
	第 5次イラク復興支援群(第10師団・愛知県名古屋)		約500名	17年 2月 5日 ~17年 6月 4日
	第 6次イラク復興支援群(第 3師団・兵庫県伊丹市)		約500名	17年 5月 7日 ~17年 8月27日
	第 7次イラク復興支援群(第 4師団・福岡県春日市)		約500名	17年 7月30日 ~17年11月20日
	第 8次イラク復興支援群(第 8師団・熊本県熊本市)		約500名	17年10月22日 ~18年 2月26日
第 9次イラク復興支援群(第 1師団・東京都練馬区)		約500名	18年 1月29日 ~18年 6月 3日	
第10次イラク復興支援群(第12旅団・群馬県榛東村)		約500名	18年 5月 7日 ~18年 7月25日	
航空自衛隊	イラク復興支援派遣 輸送航空隊	第 1期派遣要員	約200名	15年12月26日 ~16年 4月23日
		第 2期派遣要員	約200名	16年 3月17日 ~16年 7月22日
		第 3期派遣要員	約200名	16年 6月11日 ~16年10月16日
		第 4期派遣要員	約200名	16年 9月15日 ~17年 1月22日
		第 5期派遣要員	約200名	16年12月16日 ~17年 4月23日
		第 6期派遣要員	約200名	17年 3月14日 ~17年 8月28日
		第 7期派遣要員	約200名	17年 7月12日 ~17年12月24日
		第 8期派遣要員	約200名	17年11月 7日 ~18年 4月22日
		第 9期派遣要員	約200名	18年 3月 8日 ~18年 8月26日
		第10期派遣要員	約210名	18年 7月10日 ~18年12月25日
		第11期派遣要員	約210名	18年11月 8日 ~19年 4月21日
		第12期派遣要員	約210名	19年 3月12日 ~19年 8月25日
		第13期派遣要員	約210名	19年 7月 9日 ~19年12月22日
		第14期派遣要員	約210名	19年11月12日 ~20年 4月19日
		第15期派遣要員	約210名	20年 3月10日 ~20年 8月23日
		第16期派遣要員	約210名	20年 7月14日 ~20年12月23日
	イラク復興支援派遣撤収業務隊		約130名	20年12月 6日 ~21年 2月14日
海上自衛隊	輸送艦おおすみ(呉)		約150名	16年 2月14日 ~16年 4月 8日
	護衛艦むらさめ(横須賀)		約170名	16年 2月16日 ~16年 4月 8日

(注1) 航空自衛隊については、クウェートに派遣されていた人員数

(注2) イラク復興支援派遣撤収業務隊の約130名のうち約60名は、第16期派遣要員から振り替え

陸上自衛隊部隊の活動及び成果

諸活動等	実施内容	実績	成果
医療	<p>○陸上自衛隊部隊の医官がサマーワ総合病院など4つの病院などにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イラク人医師などに対し診断方法、治療方針についての指導・助言 ・ODAにより供与された医療器材(超音波診断装置等)を用いた医療技術指導 <p>○ムサンナー県の救急車搭乗員に対する搬送技術指導</p> <p>○医薬品倉庫における医薬品の管理に関する技術指導など</p>	<p>医療技術指導計277回 (H16.2.19～ H18.7.9)</p>	<p>◎基礎医療基盤の整備により、サマーワ母子病院における分娩直後の新生児の死亡率が、我が国の支援前に比べ約1/3に改善</p> <p>◎救急医療能力が向上</p>
給水	<p>○サマーワ宿营地付近の運河の水の浄水、給水車への配水 (ODAにより宿营地近傍に設置した浄水設備がH17年2月4日に稼働を開始したことに伴い、陸上自衛隊部隊による給水活動を終了)</p>	<p>合計約53,500トン^を給水 (延べ約1,189万人分) (H16.3.26～ H17.2.4)</p>	<p>◎安定した清潔な水へのアクセスが可能</p>
公共施設の復旧整備	<p>○ムサンナー県内の学校の壁、床、電気配線などの補修</p>	<p>36校 (H16.3.25～ H18.7.12)</p>	<p>◎ムサンナー県内の約1/3の学校設備が整い教育環境が改善</p>
	<p>○現地住民が使用する生活道路の整地・舗装</p>	<p>31か所、 約80km (H16.3.30～ H18.7.13)</p>	<p>◎生活に密着した主要な道路の整備により、利便性が向上</p>
	<p>○その他施設の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所施設 (PHC: Primary Health Center) ・サマーワの養護施設、低所得者用住居 ・フルカ浄水場、ルメイサ浄水場 ・ウルク遺跡、オリンピックスタジアムなどの文化施設 	<p>66か所 (H16.6.15～ H18.7.12)</p>	<p>◎ムサンナー県民の生活環境が改善</p>
雇用創出	<p>○公共施設の復旧整備に現地企業を活用</p> <p>○宿营地における通訳、ゴミ収集作業等に現地住民を雇用</p>	<p>1日当たり最大で約1,100名(延べ約49万人)を雇用</p>	
行政機関の能力向上	<p>○県行政当局と各種調整を実施した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政当局自らニーズを発掘し、事業を企画立案 ・ムサンナー県建設開発委員会が設立 	<p>ムサンナー県行政当局の能力向上</p>	

陸上自衛隊サマーワ宿営地及びその周辺における事案

日付	内容
平成16年 4月 7日	宿営地北東数百m及び約1kmの場所において、迫撃砲弾によるものとみられる弾着痕をそれぞれ1か所ずつ発見。
4月29日	宿営地付近で爆発音を2回確認。宿営地外側で、迫撃砲弾によるものとみられる弾着痕を2か所発見。
8月10日	爆発音を確認。宿営地外側で、迫撃砲弾によるものとみられる弾着痕を3か所発見。
8月21日	宿営地外側で、ロケット弾の不発弾1発を発見。
8月23日	宿営地外側で、迫撃砲弾によるものとみられる弾着痕を2か所発見。
8月24日	宿営地外側で、迫撃砲弾によるものとみられる弾着痕を1か所発見。
10月22日	宿営地内の空き地で、ロケット弾1発を発見。
10月31日	ロケット弾とみられる砲弾が、宿営地内の荷物保管用コンテナを貫通したと思われる痕跡を発見。
平成17年 1月11日	宿営地内の空き地で、ロケット弾の不発弾1発を発見。
7月 4日	飛翔音及び弾着音らしき音を数回確認。宿営地の空き地において、ロケット弾によるものとみられる弾着痕を1か所、宿営地外において、ロケット弾によるものとみられる弾着痕らしきものを4か所発見。
11月 7日	発射音及び飛翔音を確認。宿営地南西の宿営地外に、ロケット弾とみられる砲弾が1発弾着した可能性。
12月12日	発射音及び飛翔音を確認。宿営地西の宿営地外に、ロケット弾とみられる砲弾が1発弾着した可能性。
平成18年 3月29日	砲弾種類不明の飛翔音を確認し、宿営地外に1発弾着した可能性。
7月15日	砲弾種類不明の閃光及び爆発音を確認。

航空自衛隊部隊の任務運航実績(年度別)

年度	輸送回数	国連 輸送 (内数)	総空輸量		内 訳						
					国連	米軍	他国軍(注1)	文民等(注2)	外務省等関連 (注3)	陸自関連 (注4)	空自等関連 (注5)
15年度	14回		人員(人)	52		34	0	8	10	0	0
			物資(t)	66.081		49.478	0.000		14.730	1.873	0.000
16年度	122回		人員(人)	6,349		1,822	34	128	174	4,143	48
			物資(t)	144.438		42.203	0.000		64.510	37.725	0.000
17年度	155回		人員(人)	8,786		3,006	34	292	311	4,961	182
			物資(t)	213.686		20.994	0.000		5.538	187.154	0.000
18年度	196回	25回	人員(人)	12,068	706	7,690	330	977	238	1,791	336
			物資(t)	98.431	2.229	25.184	33.998		7.990	25.191	3.839
19年度	196回	53回	人員(人)	9,860	1,593	4,888	1,011	1,712	261		395
			物資(t)	73.042	38.761	0.904	27.901		0.863		4.613
20年度	138回	34回	人員(人)	9,364	500	6,287	38	1,944	149		446
			物資(t)	76.871	71.251	0.000	0.000		0.000		5.620
合計	821回	112回	人員(人)	46,479	2,799	23,727	1,447	5,061	1,143	10,895	1,407
			物資(t) (注6)	672.549	112.241	138.763	61.899		93.631	251.943	14.072

(注1)人員は、豪州軍(1,162名)、韓国軍(175名)、ポーランド軍(58名)、オランダ軍(34名)等。物資は、豪州軍(約60.8t)等。

(注2)各国軍の文官、契約職員、委託業者等。

(注3)在イラク日本大使館等の外務省に係る人員(民間団体からの人道復興関連等の人員及び物資を含む)。

(注4)派遣陸上自衛隊部隊に係る人員及び物資。

(注5)派遣航空自衛隊部隊に係る人員及び物資(防衛省等の職員を含む)。

(注6)国連関連は、事務機器、医療機器、車両、車両部品、通信機材等。米軍・他国軍関連は、車両、車両部品、航空機部品、通信器材、テント等。外務省等関連は、事務機器、医療機器、テント、毛布、食料品、文房具等。

(参考5)

航空自衛隊部隊の任務運航実績(平成15年度・月別)

年月	輸送回数	総空輸量		米軍	他国軍(注1)	文民等(注2)	外務省等関連(注3)	陸自関連(注4)	空自等関連(注5)
		人員(人)							
16年3月	14回	人員(人)	52	34	0	8	10	0	0
		物資(t)	66.081	49.478	0.000		14.730	1.873	0.000

15年度	輸送回数	総空輸量		内 訳					
				米軍	他国軍	文民等	外務省等関連	陸自関連	空自等関連
計	14回	人員(人)	52	34	0	8	10	0	0
		物資(t) (注6)	66.081	49.478	0.000		14.730	1.873	0.000

(注1)他国軍の人員の内訳は、平成15年度(0名)、平成16年度(オランダ軍(34名))、平成17年度(豪州軍(33名)等)、平成18年度(豪州軍(290名)、韓国軍(38名)等)、平成19年度(豪州軍(803名)、韓国軍(135名)、ポーランド軍(58名)等)、平成20年度(豪州軍(36名)、韓国軍(2名))。

(注2)各国軍の文官、契約職員、委託業者等。

(注3)在イラク日本大使館等の外務省に係る人員(民間団体からの人道復興関連等の人員及び物資を含む)。

(注4)派遣陸上自衛隊部隊に係る人員及び物資。

(注5)派遣航空自衛隊部隊に係る人員及び物資(防衛省等の職員を含む)。

(注6)国連関連は、事務機器、医療機器、車両、車両部品、通信機材等。米軍・他国軍関連は、車両、車両部品、航空機部品、通信器材、テント等。外務省等関連は、事務機器、医療機器、テント、毛布、食料品、文房具等。

※なお上記注釈については、次ページの(平成16年度・月別)から(平成20年度・月別)まで同様。

航空自衛隊部隊の任務運航実績(平成16年度・月別)

年月	輸送回数	総空輸量		米軍	他国軍	文民等	外務省等関連	陸自関連	空自等関連
		人員(人)	物資(t)						
16年4月	7回	人員(人)	39	21	0	11	7	0	0
		物資(t)	20.918	1.718	0.000	/	19.200	0.000	0.000
16年5月	10回	人員(人)	884	9	0	6	0	859	10
		物資(t)	9.481	4.419	0.000	/	5.062	0.000	0.000
16年6月	11回	人員(人)	132	7	0	1	12	98	14
		物資(t)	44.787	15.795	0.000	/	13.812	15.180	0.000
16年7月	5回	人員(人)	90	7	0	0	0	83	0
		物資(t)	15.389	10.161	0.000	/	0.000	5.228	0.000
16年8月	12回	人員(人)	1,055	35	0	1	20	989	10
		物資(t)	9.270	0.000	0.000	/	4.582	4.688	0.000
16年9月	7回	人員(人)	131	105	0	3	18	5	0
		物資(t)	9.830	0.000	0.000	/	7.190	2.640	0.000
16年10月	12回	人員(人)	532	499	0	9	12	8	4
		物資(t)	7.170	0.000	0.000	/	7.170	0.000	0.000
16年11月	15回	人員(人)	1,125	356	0	14	24	728	3
		物資(t)	2.961	0.000	0.000	/	2.860	0.101	0.000
16年12月	12回	人員(人)	672	376	0	33	14	245	4
		物資(t)	8.449	4.552	0.000	/	3.886	0.011	0.000
17年1月	10回	人員(人)	356	169	0	20	26	141	0
		物資(t)	4.792	3.152	0.000	/	0.326	1.314	0.000
17年2月	13回	人員(人)	1,033	8	0	11	27	984	3
		物資(t)	4.422	2.406	0.000	/	0.036	1.980	0.000
17年3月	8回	人員(人)	300	230	34	19	14	3	0
		物資(t)	6.969	0.000	0.000	/	0.386	6.583	0.000
16年度	輸送回数	総空輸量		内 訳					
				米軍	他国軍	文民等	外務省等関連	陸自関連	空自等関連
計	122回	人員(人)	6,349	1,822	34	128	174	4,143	48
		物資(t)	144.438	42.203	0.000	/	64.510	37.725	0.000

航空自衛隊部隊の任務運航実績(平成17年度・月別)

年月	輸送回数	総空輸量		米軍	他国軍	文民等	外務省等関連	陸自関連	空白等関連
		人員(人)	物資(t)						
17年4月	3回	人員(人)	57	6	0	8	10	33	0
		物資(t)	1.091	0.000	0.000	/	0.020	1.071	0.000
17年5月	13回	人員(人)	1,213	170	0	12	26	999	6
		物資(t)	6.885	0.000	0.000	/	4.388	2.497	0.000
17年6月	6回	人員(人)	185	103	0	5	20	49	8
		物資(t)	44.548	10.506	0.000	/	0.000	34.042	0.000
17年7月	9回	人員(人)	537	288	0	29	30	190	0
		物資(t)	6.259	0.000	0.000	/	0.000	6.259	0.000
17年8月	15回	人員(人)	1,264	153	1	47	33	1,030	0
		物資(t)	0.176	0.000	0.000	/	0.000	0.176	0.000
17年9月	12回	人員(人)	798	672	0	31	23	56	16
		物資(t)	1.611	0.000	0.000	/	0.000	1.611	0.000
17年10月	19回	人員(人)	783	362	0	25	38	338	20
		物資(t)	27.220	10.182	0.000	/	0.000	17.038	0.000
17年11月	19回	人員(人)	1,094	208	3	24	27	817	15
		物資(t)	32.442	0.198	0.000	/	0.000	32.244	0.000
17年12月	16回	人員(人)	806	716	0	29	26	27	8
		物資(t)	19.621	0.097	0.000	/	0.646	18.878	0.000
18年1月	10回	人員(人)	484	167	27	38	26	200	26
		物資(t)	17.819	0.000	0.000	/	0.281	17.538	0.000
18年2月	18回	人員(人)	1,222	60	3	22	26	1,075	36
		物資(t)	2.469	0.000	0.000	/	0.203	2.266	0.000
18年3月	15回	人員(人)	343	101	0	22	26	147	47
		物資(t)	53.545	0.011	0.000	/	0.000	53.534	0.000
17年度	輸送回数	総輸送量		内 訳					
				米軍	他国軍	文民等	外務省等関連	陸自関連	空白等関連
計	155回	人員(人)	8,786	3,006	34	292	311	4,961	182
		物資(t)	213.686	20.994	0.000	/	5.538	187.154	0.000

航空自衛隊部隊の任務運航実績(平成18年度-月別)

年月	輸送回数	国連輸送	総空輸量		国連	米軍	他国軍	文民等	外務省等関連	陸自関連	空自等関連
			人員(人)	物資(t)							
18年4月	14回	/	人員(人)	442	/	258	4	12	26	132	10
			物資(t)	19.327	/	0.000	0.000	/	7.990	11.337	0.000
18年5月	17回	/	人員(人)	1,171	/	85	2	3	26	1,047	8
			物資(t)	5.549	/	0.000	0.000	/	0.000	5.549	0.000
18年6月	15回	/	人員(人)	815	/	703	0	56	26	26	4
			物資(t)	22.922	/	22.266	0.000	/	0.000	0.656	0.000
18年7月	12回	/	人員(人)	1,025	/	382	0	28	27	586	2
			物資(t)	7.649	/	0.000	0.000	/	0.000	7.649	0.000
18年8月	18回	/	人員(人)	1,153	/	1,058	0	73	8	0	14
			物資(t)	0.586	/	0.586	0.000	/	0.000	0.000	0.000
18年9月	17回	4回	人員(人)	918	153	587	5	111	2	0	60
			物資(t)	1.910	0.700	1.210	0.000	/	0.000	0.000	0.000
18年10月	17回	4回	人員(人)	1,390	75	1,205	0	77	4	/	29
			物資(t)	1.385	0.000	0.000	1.100	/	0.000	/	0.285
18年11月	20回	5回	人員(人)	1,700	271	1,055	185	107	19	/	63
			物資(t)	10.357	0.100	0.000	9.000	/	0.000	/	1.257
18年12月	17回	5回	人員(人)	722	91	408	40	142	19	/	22
			物資(t)	7.211	0.000	0.616	6.415	/	0.000	/	0.180
19年1月	17回	4回	人員(人)	902	96	624	17	107	22	/	36
			物資(t)	5.041	1.429	0.077	3.392	/	0.000	/	0.143
19年2月	18回	3回	人員(人)	1,063	20	787	39	150	26	/	41
			物資(t)	5.681	0.000	0.286	5.315	/	0.000	/	0.080
19年3月	14回	0回	人員(人)	767	0	538	38	111	33	/	47
			物資(t)	10.813	0.000	0.143	8.776	/	0.000	/	1.894
18年度	輸送回数	国連輸送 (内数)	総空輸量		内 訳						
					国連	米軍	他国軍	文民等	外務省等関連	陸自関連	空自等関連
計	196回	25回	人員(人)	12,068	706	7,690	330	977	238	1,791	336
			物資(t)	98.431	2.229	25.184	33.998	/	7.990	25.191	3.839

航空自衛隊部隊の任務運航実績(平成19年度・月別)

年月	輸送回数	国連輸送	総空輸量		国連	米軍	他国軍	文民等	外務省等関連	空自等関連
			人員(人)	物資(t)						
19年4月	11回	0回	人員(人)	639	0	486	3	109	24	17
			物資(t)	0.996	0.000	0.000	0.900		0.000	0.096
19年5月	14回	4回	人員(人)	786	208	414	15	111	30	8
			物資(t)	1.393	0.000	0.000	0.710		0.000	0.683
19年6月	11回	1回	人員(人)	431	12	290	1	73	9	46
			物資(t)	0.536	0.000	0.000	0.000		0.000	0.536
19年7月	19回	5回	人員(人)	746	105	335	78	179	28	21
			物資(t)	10.440	0.029	0.000	9.313		0.000	1.098
19年8月	20回	5回	人員(人)	1,044	170	610	65	150	34	15
			物資(t)	8.081	0.000	0.836	6.774		0.000	0.471
19年9月	17回	4回	人員(人)	933	100	475	175	111	19	53
			物資(t)	5.736	0.000	0.000	5.736		0.000	0.000
19年10月	22回	6回	人員(人)	1,131	156	584	162	177	12	40
			物資(t)	0.485	0.153	0.000	0.000		0.000	0.332
19年11月	19回	11回	人員(人)	1,172	470	220	308	94	21	59
			物資(t)	20.954	16.336	0.000	2.718		0.863	1.037
19年12月	18回	6回	人員(人)	765	40	326	191	144	27	37
			物資(t)	13.040	11.058	0.000	1.750		0.000	0.232
20年1月	18回	5回	人員(人)	724	130	355	5	170	18	46
			物資(t)	2.481	2.443	0.000	0.000		0.000	0.038
20年2月	15回	3回	人員(人)	794	114	398	8	234	20	20
			物資(t)	0.251	0.110	0.068	0.000		0.000	0.073
20年3月	12回	3回	人員(人)	695	88	395	0	160	19	33
			物資(t)	8.649	8.632	0.000	0.000		0.000	0.017
19年度	輸送回数	国連輸送 (内数)	総空輸量		内 訳					
			人員(人)	9,860	1,593	4,888	1,011	1,712	261	395
計	196回	53回	物資(t)	73.042	38.761	0.904	27.901		0.863	4.613

航空自衛隊部隊の任務運航実績(平成20年度・月別)

年月	輸送回数	国連輸送	総空輸量		国連	米軍	他国軍	文民等	外務省等関連	空自等関連
			人員(人)	物資(t)						
20年4月	17回	4回	人員(人)	1,339	165	801	37	271	27	38
			物資(t)	0.171	0.073	0.000	0.000	/	0.000	0.098
20年5月	18回	6回	人員(人)	1,392	259	794	0	267	25	47
			物資(t)	1.584	0.540	0.000	0.000	/	0.000	1.044
20年6月	10回	2回	人員(人)	546	15	311	0	143	31	46
			物資(t)	1.823	1.581	0.000	0.000	/	0.000	0.242
20年7月	16回	7回	人員(人)	806	32	570	0	168	11	25
			物資(t)	18.993	18.920	0.000	0.000	/	0.000	0.073
20年8月	18回	2回	人員(人)	1,342	1	867	1	369	14	90
			物資(t)	10.857	9.211	0.000	0.000	/	0.000	1.646
20年9月	13回	3回	人員(人)	887	0	703	0	133	12	39
			物資(t)	14.603	14.549	0.000	0.000	/	0.000	0.054
20年10月	21回	5回	人員(人)	1,528	0	1,177	0	239	14	98
			物資(t)	15.279	15.005	0.000	0.000	/	0.000	0.274
20年11月	16回	4回	人員(人)	1,036	28	692	0	266	14	36
			物資(t)	12.167	10.907	0.000	0.000	/	0.000	1.260
20年12月	9回	1回	人員(人)	488	0	372	0	88	1	27
			物資(t)	1.394	0.465	0.000	0.000	/	0.000	0.929
20年度	輸送回数	国連輸送 (内数)	総空輸量		内 訳					
			人員(人)	物資(t)	国連	米軍	他国軍	文民等	外務省等関連	空自等関連
計	138回	34回	人員(人)	9,364	500	6,287	38	1,944	149	446
			物資(t)	76.871	71.251	0.000	0.000	/	0.000	5.620

航空自衛隊部隊の任務運航経路・状況等

運航経路等

1 週5便を基準として、定期的な運航を実施。

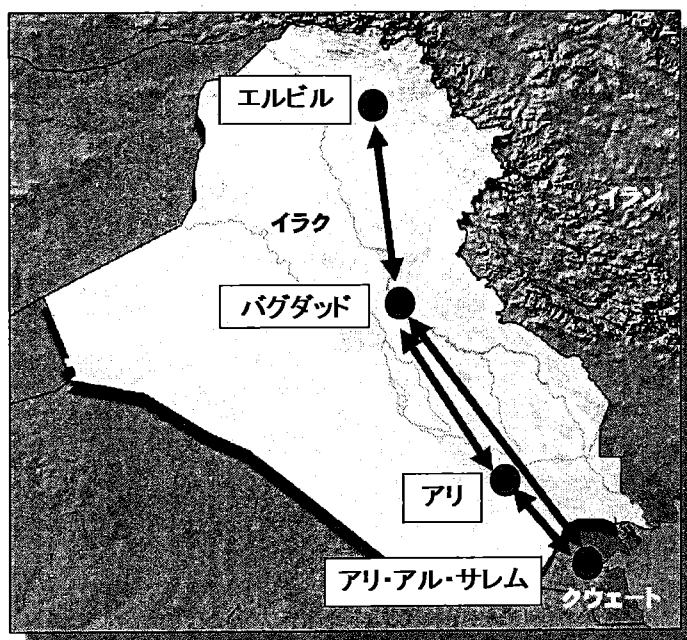
月曜日: アリ・アル・サレム～バグダッド～アリ・アル・サレム

火曜日: アリ・アル・サレム～アリ～バグダッド～アリ～アリ・アル・サレム

水曜日: アリ・アル・サレム～バグダッド～エルビル～バグダッド～アリ・アル・サレム

木曜日: アリ・アル・サレム～アリ～アリ・アル・サレム

金曜日: アリ・アル・サレム～アリ～アリ・アル・サレム



※平成16年3月3日に任務運航開始。当初は、基本的にアリ・アル・サレム～アリ間の運航。
※定期的な任務運航として、平成18年7月31日にバグダッドまでの運航(週1便程度)を開始し、同年9月6日にエルビルまでの運航(週1便程度)を開始。また、平成20年3月以降、それまでのアリ便について、アリ経由バグダッド便に変更(週1便程度)。

2 国連及び多国籍軍から個別に調整があれば、その都度、運航経路を変更した。

運航取り止めの状況

		脅威情報に起因	天候不良に起因	その他
合計回数		23回	104回	24回
15年度	1	0	0	1
16年度	11	1	5	5
17年度	30	0	21	9
18年度	33	10	18	5
19年度	45	12	32	1
20年度	31	0	28	3

※その他は、航空機不具合、輸送所要の調整結果による運航取り止め

(クウェート国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とクウェート国政府との間の交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、関連の国際連合安全保障理事会決議に基づく日本国の自衛隊員その他の日本国政府の職員のクウェート国への派遣に関して日本国政府の代表者とクウェート国政府の代表者との間で最近行われた討議に言及する光栄を有します。

日本国の自衛隊員その他の日本国政府の職員のクウェート国の領域への派遣に対するクウェート国政府の同意及び両政府間の緊密で長年にわたる関係に考慮を払いつつ、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1 (a) 「部隊隊員」とは、日本国の防衛庁の自衛官以外の者を含む日本国の自衛隊員であって、この取極に関連してクウェート国に派遣され、かつ、クウェート国政府の同意を得てクウェート国に適法にあるも

のをいう。

(b) 「支援職員」とは、日本国の内閣府の職員であつて、この取極に関連してクウェート国に派遣され、かつ、クウェート国政府の同意を得てクウェート国に適法にあるものをいう。

2 (a) 両政府は、この取極をそれぞれの国の法令に従つて実施する。両政府は、この取極を実施することがそれぞれの国の法令に反しないこととなることを確認する。

(b) 部隊隊員及び支援職員は、3の規定に基づく特権及び免除を害されることなく、クウェート国の法令、慣習及び伝統を尊重するものとし、クウェート国の国内問題に介入しない義務を有する。

3 部隊隊員及び支援職員は、クウェート国の領域において、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約に基づいて事務及び技術職員に与えられる特権及び免除をクウェート国により与えられる。

4 日本国政府により雇用される契約者、企業の職員及びクウェート人は、民事及び刑事に関してクウェート国の司法当局の管轄に服する。

5 (a) いずれか一方の政府の職員又はいずれか一方の政府が所有する財産がクウェート国の領域において傷

害（死亡をもたらした傷害を含む。）を受け、又は損害若しくは損失を被り、かつ、これらの傷害、損害又は損失が他方の政府の職員がこの取極に関連する公務の遂行中の作為又は不作為から生じた場合は、当該他方の政府は、当該一方の政府に対して公正かつ合理的な賠償を行う。部隊隊員又は支援職員によるこの取極に関連する公務の遂行中のものではない作為又は不作為であつて、傷害、損害又は損失を生じさせたものに起因する請求権をクウェート国が有する場合は、日本国政府は、相互主義に基づき、クウェート国が当該請求権に関して得られた判決の履行を確保することを支援するよう努める。日本国政府は、日本国の自衛隊の使用に供されたクウェート国の備品及び建築物を当該備品及び建築物が引き渡された時の状態と同じ状態で返還するか、又は日本国の自衛隊による当該備品及び建築物の不適正な使用から生じた損害若しくは損失を賠償する。

(b) クウェート国政府は、部隊隊員又は支援職員によるこの取極に関連する公務の遂行中の作為又は不作為であつて、傷害、死亡、損失又は損害を生じさせたものにつき又はこれらに関連してクウェート国の領域において生ずる第三者の請求権を自国の法令に従つて処理し、解決する。日本国政府は、そのような請求権に関して、クウェート国政府に対して公正かつ合理的な賠償を行う。

(c) 日本国政府は、相互主義に基づき、部隊隊員又は支援職員によるこの取極に関連する公務の遂行中のものではない作為又は不作為であつて、傷害、死亡、損失又は損害を生じさせたものに起因する請求権を有する第三者が、当該請求権に関して得られた判決の履行を確保することを支援するよう努める。

6 部隊隊員及び支援職員は、日本国政府の身分証明書によつてクウェート国へ入国し、又はクウェート国から出国することができる。クウェート国政府の権限のある当局は、クウェート国において、部隊隊員及び支援職員に対しクウェート国の身分証明書を発行する。部隊隊員及び支援職員は、クウェート国政府の権限のある当局から求められた場合には、クウェート国の身分証明書を提示する。

7 部隊隊員及び支援職員により使用される車両、船舶及び航空機は、クウェート国の法令に基づく免許又は登録には服さない。部隊隊員及び支援職員は、手数料、使用料その他の料金を支払うことなく、飛行場の施設を使用することができる。部隊隊員及び支援職員は、有効な日本国の運転免許及びクウェート国の身分証明書によつて車両を運転することができる。

8 部隊隊員及び支援職員は、クウェート国において、租税の免除を受けて、備品その他需品、役務及び設備を購入することができる。部隊隊員及び支援職員は、許可その他の制限なく、また、関税及び租税の免

除を受けて、その活動のために必要な備品その他需品及び個人的に消費又は使用する身回品をクウェート国へ輸入することができる。この8の規定に基づき関税及び租税の免除を受けて輸入された備品その他需品であつて、関税及び租税の免除を受けて備品その他需品を輸入する権利を有しない者に対してクウェート国において売却されたものについては、その売却時の価額に基づき関税及び租税が課される。

9 自衛官である部隊隊員は、日本国の自衛隊の制服を着用することができる。自衛官である部隊隊員は、公務の遂行中に命令に基づきその使用が許可されることのある武器を所持し、又は携行することができる。

10 クウェート国政府は、いつでも、部隊隊員及び支援職員のクウェート国からの撤退を要請することができる。日本国政府は、クウェート国政府に通告した後に、いつでも、部隊隊員及び支援職員を撤退させる権利を留保する。

11 この取極の解釈又は実施から生ずる両政府間のいかなる紛争も、専ら両政府によって協議及び交渉を通じて解決される。

12 この取極は、十二箇月間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六

箇月の予告をもってこの取極を終了させる意思を通告しない限り、自動的に更に十二箇月ごとに更新される。この取極の終了は、この取極の実施から生じることのあるいかなる事項についても適用される5の規定の実施に影響を及ぼすものではない。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

本使は、更に、この書簡及びクウェート国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

(クウェート側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

本大臣は、更に、クウェート国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

(日本国の自衛隊による国際連合イラク支援ミッションを支援するための空輸に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、国際連合イラク支援ミッション(以下「UNAMI」という。)を支援するための日本国の自衛隊による無償での乗客及び貨物の空輸について、日本国政府の代表者と国際連合の代表者との間で行われた最近の協議に言及する光栄を有します。この協議の結果に関する日本国政府の了解は、次のとおりであります。

空輸支援

1 日本国の自衛隊が提供する空輸(以下「空輸支援」という。)は、UNAMIの活動への重要なかつ不可欠の貢献である。空輸支援の目的は、安全保障理事会によって権限を与えられたUNAMIの活動を支

援することであり、空輸支援は、日本国の法令によって認められた日本国の自衛隊による人道復興支援活動の一部を構成するものである。空輸支援は、国際連合の武装した要員を含む乗客及び貨物の輸送から成る。空輸支援は、この了解の下で相互に実行可能な時期に開始する。

航空機及び乗組員

2.1 日本国政府は、UNAMIの活動に関連して、日本国の自衛隊の部隊により運航されるC-130H（以下「航空機」という。）による空輸支援を国際連合へ提供する。当該部隊及びその要員は、UNAMIの一部を構成するものではなく、日本国の自衛隊の部隊指揮官の指揮の下にとどまる。

2.2 航空機は、特に、次の任務を行うことができる。

エルビル国際飛行場、バグダッド国際飛行場及びクウェートの飛行場の間の国際連合の要員その他UNAMIによって認められた要員及び貨物の輸送のための飛行

航空機の利用可能性

3.1 航空機は、少なくとも週に一回利用可能とする。

3.2 貨物室及び座席に余裕がある場合には、日本国政府は、これを日本国の自衛隊自身の任務のために使用

する。

最低気象条件

4 エルビル国際飛行場への飛行又はエルビル国際飛行場からの飛行は、国際民間航空機関の昼間有視界飛行方式での最低気象条件に従って行われる。日本国政府は、原則として、夜間の運航は行わない。

運航上の拠点

5 日本国の自衛隊の主たる運航上の拠点は、クウェートのアリアル・サレム航空基地とする。

航空機の呼出符号

6 日本国政府は、日本国の自衛隊がイラク及びクウェートにおいて現在使用している呼出符号に従って、航空機を特定する。

航空機の塗装及び標示

7 航空機の塗装及び標示は、イラクにおいて現在運航中の自衛隊の航空機の塗装及び標示と同じものとする。

許可の取得

8 日本国政府は、この了解の下での空輸支援の遂行に必要な許可書その他の書類をイラク及びクウェートにおける政府当局その他の当局から得ることにつき責任を有する。

飛行日程

9 空輸の要請は、この目的のために指名されたU N A M Iの職員によって、バグダッドの指名された日本の自衛隊の連絡官に対して行われる。空輸の要請は、少なくとも五執務日前に、空輸を希望する日、予定される乗客（乗客リスト）及び貨物の移動に関する事項（貨物目録）とともに、通報される。日本国政府が当該要請に対応することが可能である場合には、日本国政府は、飛行を計画する。日本国政府は、確認された到着予定時間及び出発予定時間が明らかになり次第速やかにこれを国際連合に通報する。

- (a) 日本国政府は、個々の乗客が携行する武器及び弾薬を除き、武器及び弾薬の貨物輸送を行わない。
- (b) 国際連合は、飛行の要請を簡素化するように乗客及び貨物を組織する。
- (c) 手荷物は、各乗客につき六十五キログラムを超えない。
- (d) 飛行が遅延する場合には、日本国政府は、国際連合に対して速やかに遅延及びその理由を通報する。
- (e) 飛行が遅延する場合には、日本国政府は、空輸計画を改定する。

国際連合によって供与される便宜

10.1 乗組員支援

国際連合は、航空機の故障の後にエルビルに足止めされるいかなる乗組員に対しても、国際連合の関係規則に従って、生存に必要な通常の支援（宿泊、食糧及び地上輸送を含む。）を提供する。

10.2 積込み及び積卸し

国際連合の資格を有する要員は、エルビル国際飛行場において、適当な場合には日本国の自衛隊の貨物荷崩れ防止網を用いてU N A M Iの貨物の積込み及び積卸しを行う。国際連合は、エルビル国際飛行場以外の飛行場において、積込み及び積卸しの支援を確保するため調整を行う。

10.3 10.1及び10.2に規定する便宜は、日本国の自衛隊のために無償で提供される。

報告及び事故

11 航空機に関連する事故又は事件が生ずる場合には、日本国政府は、直ちに当該事故又は事件を国際連合及びすべての適当な政府当局に報告し、並びに当該事故又は事件に関連するすべての証拠を保護し、及び保全する。さらに、日本国政府は、国際連合が開始する事故又は事件のすべての調査（報告書の作成を含

む。)に協力するよう努力する。

安全性

12 日本国政府のみが、航空機の安全性及び耐空性並びに航空機の運航について責任を負う。日本国政府

は、この了解の下での空輸支援の期間中、これらの事項について対外的に代表する。

(a) 航空機は、日本国の規則及び他の関係航空規則に従って、適切に、乗組員が配置され、装備され、運航され、検査され、整備され、及び役務の提供を受ける。

(b) 航空機は、使用されている目的に適したものであり、また、この了解の下での指定された運航区域における乗客の空輸、貨物の空輸及び乗客と貨物とを組み合わせた空輸にとって安全なものとする。

(c) 整備上又は安全上の理由のため、航空機を入れ替え、又は交代させる必要性については、日本国政府のみが責任を有する。

(d) 乗組員、整備要員その他の必要な支援要員は、特に、この了解の下での運航を行うために、良好な健康状態にあり、かつ、必要な訓練、知識、資格、技能（英語の能力を含む。）及び経験を有するものとする。

(e) 国際連合によって要請される飛行は、日本国の自衛隊の運航手続に完全に従う。

(f) 航空機は、バグダッド国際飛行場及び適当な場合には他の着陸場所におけるすべての着陸及び離陸のため、使用可能な赤外線対策システムを備える。

(g) 国際連合は、国際連合の武装した要員を含む乗客の搭乗及び貨物の積み込み前の安全検査について、責任を負う。

請求に対する責任

13.1 日本国政府及び国際連合は、その財産若しくはその要員の財産の損傷若しくは亡失又はその要員若しくは自己が航空機に搭乗することを認められた者の傷害若しくは死亡について、適当な方法で危険を負担し、及びすべての請求を適当な方法で処理する。これらの損傷、亡失、傷害又は死亡がいずれかの当事者又はその要員の過失又は故意により生じた場合には、当該当事者がこれらの請求に対して責任を負う。

13.2 日本国政府若しくは国際連合（UNAMIを含む。）又はその要員の過失又は故意により生じた財産又は人の損傷、亡失、傷害又は死亡についての請求であって、いずれかの当事者に対して第三者より提起されたものについては、そのような損傷、亡失、傷害若しくは死亡を生じさせた当事者又はそれらを生じさ

せた要員について責任を有する当事者によって、当該当事者の法令及び規則に従って解決される。

日本国の自衛隊による取消し

14 航空機は、常時、日本国政府の排他的な指揮及び統制の下に置かれる。機長が、ある状況の下で飛行することが乗客、航空機又は乗組員の安全を損なうと判断する場合には、日本国政府は飛行を取り消し、延期し、又は中止することができる。特に、日本国政府は、不可抗力の場合には、いかなる飛行も取り消し、延期し、又は中止することができる。この14において用いられている「不可抗力」とは、戦争、暴動又は同様の性質若しくは効力を有する他の行為を意味する。

終了

15.1 日本国政府及び国際連合は、他方に対する書面による七日間の通告により、この了解の下での空輸支援を終了することができる。空輸支援を終了する場合には、これに関連するいかなる費用も、終了を通告した当事者から他方の当事者に対して償還されない。

15.2 日本国政府及び国際連合は、それぞれ日本国及び国際連合（UNAMIを含む。）の利益のために、適当なときにいつでも、この了解を終了することができる。

改正

16 日本国政府と国際連合との間で書面により相互に合意されない限り、この了解に対するいかなる改正も行われぬ。

紛争の解決

17.1 日本国政府及び国際連合（この17.1及び17.2において「両当事者」という。）は、いずれかの当事者の要請に基づき、次に定める手続に従い、この了解から生じ、又はこの了解に関連して生ずる紛争を解決するため、直ちに協議する。

(a) この了解の実施から生じ、又はこの了解の実施に関連して生ずる紛争に関する手続は、二段階の紛争解決から成る。

(i) 両当事者が別段の決定を行わない限り、日本国政府の指名された職員及びUNAMIの主任管理官又はその代理が、いずれかの当事者の要請に基づき、友好的な協議を通じ、この了解の実施から生じ、又はこの了解の実施に関連して生ずる紛争を解決するよう試みる。

(ii) (i)に規定する協議によって紛争が解決されない場合には、日本国政府の指名された職員及び国際連

合平和維持活動担当事務次長又はその代理が、いずれかの当事者の要請に基づき、友好的な協議を通じ、紛争を解決するよう試みる。

(b) 紛争がこの了解の解釈から生じ、又はこの了解の解釈に関連して生ずる場合には、日本国政府の指名された職員及び国際連合平和維持活動担当事務次長又はその代理が、いずれかの当事者の要請に基づき、友好的な協議を通じ、紛争を解決するよう試みる。

17.2 17.1に定めるところに従って解決されなかつた紛争は、相互に合意される調停人又は国際司法裁判所長が指名する仲介人に付託することができる。そのような調停又は仲介により解決することができるが、いづれかの当事者の要請に基づき、仲裁に付託することができる。各当事者は、それぞれ一人の仲裁人を指名し、そのように指名された二人の仲裁人は、議長となる第三の仲裁人を指名する。仲裁の要請があつた日から三十日以内にいずれかの当事者が仲裁人を指名しない場合又は二人の仲裁人が指名されてから三十日以内に第三の仲裁人が指名されない場合には、いずれの当事者も、国際司法裁判所長に対し、仲裁人を指名するよう要請することができる。仲裁の手續は、仲裁人によって定められるものとし、各当事者は、各自の経費を負担する。仲裁判断は、その基礎となつた理由を付するものとし、それぞれの法律

及び規則に従い、両当事者を拘束し、かつ、両当事者によって実施される。仲裁人は、利息又は懲罰的損害を与える権限を有しない。

特権及び免除

18 この了解の又はこの了解に関連するいかなる事項も、国際連合（その補助機関を含む。）の特権及び免除並びにクウェート及びイラクにおける日本国の自衛隊の特権及び免除の放棄とはみなされない。

実施細目取極

19 この了解を実施するため、日本国政府及び国際連合の権限のある当局の代表者は、実施細目取極を行うことができる。日本国政府の権限のある当局は防衛庁であり、国際連合の権限のある当局はUNAMIである。

本使は、更に、前記の了解が国際連合にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び貴官の返簡が日本国政府と国際連合との間の合意を構成するものとみなし、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

(国際連合側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本官は、更に、前記の了解が国際連合にとって受諾し得ることを国際連合に代わって確認し、閣下の書簡及びこの返簡が国際連合と日本国政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。